

## 「生命（いのち）の安全教育推進事業」委託要項

令和3年3月19日

総合教育政策局長決定

令和4年2月16日

一部改正

### 1 趣旨

令和2年6月の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）では、性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題であり、その根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があるとし、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていくとしている。

文部科学省では、関係府省とも連携して、生命の尊さを学び命を大切に教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進し、子供たちを性暴力の加害者にさせない、被害者にさせない、傍観者にさせないための教育・啓発活動を実施することが求められている。

本事業では、関係省庁や民間団体の協力の下、内閣府と文部科学省の共同による調査研究事業で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引き等を活用した指導モデルを作成するとともに、「生命（いのち）の安全教育」の指導事例や取組に関する調査研究を実施する。

さらに、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図るため、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的性別役割分担意識解消の理解を深める教育教材等を作成する。これらの成果を広く普及することにより、現在及び将来にわたり、子供たちを性犯罪・性暴力から安全・安心に守るための教育・啓発の充実を図る。

### 2 事業内容

#### (1) 学校等における生命（いのち）の安全教育推進事業

内閣府と文部科学省の共同による調査研究事業で作成した、「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引き等を活用して、実践校において地域や学校等の実態に応じて指導モデルを作成し、他の学校等への普及・展開を図る。

#### (2) 生命（いのち）の安全教育の取組に関する調査研究

「生命（いのち）の安全教育」の教材や指導の手引き等を活用して、学校種や地域の実情などを踏まえた指導事例（指導案等）や、全体計画や指導計画などに位置付けている事例、及び教員研修等を実施している事例の収集を行い、全国の学校等の参考となる優れた事例を取りまとめる。さらに、子供たちに指導する際に参考となる資料（性暴力被害の実態やデータ、指導する際のポイントや留意点等）を作成し、優れた事例と併せて全国への普及・展開を図る。

#### (3) 学校と地域で育む男女共同参画促進事業

令和3年度に文部科学省で作成する小・中学生を対象にした性差に関する偏見や固定的な性別役

割分担意識の解消を図る指導教材等を活用し、学校における実証を通じて指導教材等の改善し、その普及を図る。

### 3 委託先

#### (1) 学校における生命（いのち）の安全教育推進事業

原則として都道府県・指定都市・市町村教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人もしくは公立大学法人、又は私立学校を設置する学校法人等とする。

#### (2) 生命（いのち）の安全教育の取組に関する調査研究

学校教育に関して知見を有している法人格を有する団体とする。

#### (3) 学校と地域で育む男女共同参画促進事業

原則として、男女共同参画の知見を有している法人格を有する団体等（任意団体含む）。なお、任意団体については、次の①～④までの要件を全て満たすこととする。

- ①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ②団体等の意見を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること。

### 4 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の3月10日までとする。

### 5 委託手続

(1) 本要項2の事業の受託を希望する者は、企画提案書（様式1）を文部科学省に提出する。

(2) 文部科学省は、上記（1）により提出された企画提案書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、委託を決定する。

(3) 委託決定の通知を受領した者は、事業計画書（様式2）を文部科学省に提出し、当該事業計画書を基に契約を締結する（再委託しようとする場合は、本要項10に定める様式3を併せて提出すること。）

### 6 業務完了（廃止等）の報告

委託を受けた受託者は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、本事業に関する報告書（様式5）及び支出を証する書類の写しを、事業終了後10日以内もしくは契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出するものとする。

### 7 委託費の額の確定

(1) 文部科学省は、本要項6に基づき提出された報告書について検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは委託費の額を確定し、委託先に通知するものとする。

(2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 8 成果報告

- (1) 委託先は、本要項7の通知を受けてから起算して10日以内もしくは契約期間満了日のいずれか早い日までに、業務の実施による成果物(指導案、報告書等)を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 前項の成果物のほか、委託先の取組について、事例の提供やヒアリングへの対応等を求める場合がある。

## 9 委託経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で本事業に要する経費(人件費、事業費(諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、雑役務費、消費税相当額、一般管理費)、再委託費)を委託経費として支出する。
- (2) 委託経費は、本要項7(1)による額の確定通知後、委託先の請求に基づき支出する。
- (3) 委託事業の実施にあたり、文部科学省が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、委託契約額の全部または一部を、事業完了前に委託先の請求に基づき概算払することができる。
- (4) 預貯金により生じた利息については、当該事業を遂行するために必要な経費に充当することとする。
- (5) 委託先においては、適切に監査を行い、委託経費の適正な執行に努めること。
- (6) 文部科学省は、委託先が本委託要項等に違反したとき、または本事業の遂行が困難であると認めるときは、委託契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。
- (7) 委託先は、本事業の計画を変更する場合、または所要経費の費目間流用をする場合は文部科学省に計画変更承認申請書(様式4)を提出し、その承認を受けることとする。ただし、経費の内訳の変更による経費区分間の流用で、経費区分間で増減する額が委託経費の総額の20%以内(総額の20%が10万円未満の場合は10万円)の変更をする場合はこの限りではない。
- (8) 代表者及び所在地等の変更を必要とする場合及び本事業の継続が不可能になった場合等は速やかに文部科学省へ連絡し指示を受けることとする。

## 10 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託(以下、「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。委託先が再委託を行う場合は、文部科学省と委託先との委託契約の事務手続等に準じて、再委託先との間で同様の手続をとることとする。
- (2) 委託先は、業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、及び再委託金額に関する事項を記載した事業計画書等(様式3)を文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の相手方の変更等を行おうとする場合も同様とする(ただし、軽微な変更の場合を除く)。
- (3) 再委託先は、再委託を受けた業務を第三者に委託(再々委託)することはできない。
- (4) 委託先は、業務を再委託する場合、再委託した業務に伴う第三者の行為について、文部科学省に対して全ての責任を負うものとする。

## 1 1 著作権

- (1) 委託先は、本委託業務により作成した著作物の著作権（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二十七条及び第二十八条に掲げる権利を含む。）について、原則として本業務完了後速やかに文部科学省に帰属させることとする。
- (2) 文部科学省が必要と認めるときは、委託先は本業務完了後も当該著作物を無償で使用することができる。

## 1 2 書類の保管

委託先は、委託費に関する収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省からの請求があった際に速やかに提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本委託業務を実施した翌年度から5年間整理保存することとする。

## 1 3 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における本委託業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、本委託業務の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理状況について、実地調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、本委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託業務の実施に関して生じた損害は、委託先の負担とする。ただし、委託先の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。
- (6) 委託先は、委託業務の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- (7) 委託先は、本委託業務の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- (8) 事業終了後に、文部科学省がフォローアップ調査を実施する際には協力すること。
- (9) 本要項に定めるもののほか、本委託業務の実施に関し必要な事項については、別途定める。